

政令第百三十五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行期日を定める政令
内閣は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第
八十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行期日は、平成二十九年十
一月一日とする。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令ここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百三十六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令
内閣は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第
八十九号）第十條第二号、第三十一條第一項、第三十七條第一項第四号並びに第百四條第一項、第三
項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
（法第十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第
十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七條（船員職業安定法（昭和二十三年法律
第百三十号）第八十九條第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等
に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。）第四十四條第一項の
規定により適用される場合を含む）、第百十八條第一項（労働基準法第六條及び第五十六條の規
定に係る部分に限る。）、第百十九條（同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第二十七條
の規定に係る部分に限る。）及び第百二十條（同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條
までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一條の規定
（限る。）、第百三十條（同法第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條、第四十五條及び第六十
六條（同法第八十八條の二の二第四項及び第五項並びに第八十八條の三第四項において準用する
場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一條（第一号（同法第五十三條第一項及び
第二項、第五十四條、第五十六條並びに第五十八條第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号
に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五條第一項の規定（これらの
規定が船員職業安定法第九十二條第一項の規定により適用される場合を含む。）
三 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三條、第六十四條、第六十五條（第一号
を除く。）及び第六十六條の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七條の規定
四 船員職業安定法第百十一條から第百十五條までの規定
五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三條の二、第七十三條の
四から第七十四條の六の三まで、第七十四條の八及び第七十六條の二の規定

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
法務大臣 金田 勝年
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
国土交通大臣 石井 啓一

- 六 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四
十二條の規定
七 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十條第一項（第二号に係る部分に限る。）の
規定及び当該規定に係る同法第二項の規定
八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九條、第五十
條及び第五十一條（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條
の規定
九 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八條の規定及び同條の
規定に係る同法第二十條の規定
十 労働者派遣法第五十八條から第六十二條までの規定
十一 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八條、第四十九條（第一号を除く。）及び第
五十一條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二
條の規定
十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進
に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九條、第二十條及び第二十一條（第一号に係る部
分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定
十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第
七十六号）第六十二條から第六十五條までの規定
十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二條、第三十三條
及び第三十四條（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五條の
規定
十五 労働者派遣法第四十四條第四項の規定により適用される労働基準法第百十八條、第百十九條
及び第百二十一條の規定、船員職業安定法第八十九條第七項の規定により適用される船員法第百
二十九條から第百三十一條までの規定並びに労働者派遣法第四十五條第七項の規定により適用さ
れる労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九條及び第百二十二條の規定
（監理団体の許可の有効期間）

第二条 法第三十一條第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号
に定める期間とする。
一 一般監理事業（法第二十三條第一項第一号に規定する一般監理事業をいう。以下この条におい
て同じ。）に係る監理許可（法第二條第十項に規定する監理許可をいう。次号において同じ。）を受
けた場合（第三号及び第四号に規定する場合を除く。） 五年
二 特定監理事業（法第二十三條第一項第二号に規定する特定監理事業をいう。以下この条におい
て同じ。）に係る監理許可を受けた場合（第五号及び第六号に規定する場合を除く。） 三年
三 法第三十一條第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間（同項に規定する許可の
有効期間をいう。以下この条において同じ。）の更新を受けた場合であつて、当該更新に際し、従
前の一般監理事業に係る許可の有効期間において一般監理事業の実施に關し優れた能力及び実績
を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 七年
四 法第三十一條第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合で
あつて、前号に掲げる場合以外るとき 五年
五 法第三十一條第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合で
あつて、当該更新に際し、従前の特定監理事業に係る許可の有効期間において特定監理事業の実
施に關し優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められた
とき 五年

六 法第三十一條第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合で
あつて、前号に掲げる場合以外るとき 三年

(法第三十七条第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)  
**第三条** 法第三十七条第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 職業安定法の規定(法第二十七条第二項の規定により適用される場合を含む。)
- 二 船員職業安定法の規定
- 三 出入国管理及び難民認定法の規定
- 四 労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定

(国土交通大臣への権限の委任)  
**第四条** 法第四十条第一項に規定する報告徴収等の権限のうち、船員(船員法第一条に規定する船員をいう。)である技能実習生(法第二条第一項に規定する技能実習生をいう。)に係るものは、国土交通大臣に委任する。ただし、主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

(地方運輸局長等への権限の委任)

**第五条** 国土交通大臣は、法第四十条第一項の規定により委任された権限を、団体監理型技能実習関係者(法第三十五条第一項に規定する団体監理型技能実習関係者をいう。)に係る事業所その他団体監理型技能実習(法第二条第四項に規定する団体監理型技能実習をいう。)に係る場所(次項において「団体監理型技能実習関係者の事務所等」という。)の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

**2** 法第四十条第三項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、団体監理型技能実習関係者の事務所等の所在地を管轄する運輸支局長又は地方運輸局長、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任する。ただし、地方運輸局長が自らその権限を行使することを妨げない。

**附則**

**第一条** この政令は、法の施行の日(平成二十九年十一月一日)から施行する。

(労働者派遣法に係る第一条第十号及び第三条第四号の規定の適用に関する特例)

**第二条** 当分の間、第一条第十号及び第三条第四号の規定の適用については、第一条第十号中「規定」とあるのは「規定並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十三号)附則第六条第六項及び第七項の規定」と、第三条第四号中「を除く。」とあるのは「を除く。」又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第三項から第五項まで」とする。(職業安定法施行令の一部改正)

**第三条** 職業安定法施行令(昭和二十八年政令第二百四十二号)の一部を次のように改正する。  
 第二条に次の一号を加える。

- 八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。)、第一百一十号(第一号を除く。)、及び第一百十二号(第一号(同法第三十五条第一項に係る部分に限る。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三条の規定(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)

**第四条** 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。  
 第十二条第二項に次の一号を加える。

- 四十六 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十条に規定する罪

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)

**第五条** 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。  
 十一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第一百三十三号(同法第八十条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。)、第一百一十号(第一号(同法第三十五条第一項に係る部分に限る。))及び第六号から第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

- 十一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八十条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。)、第一百一十号(第一号を除く。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三条の規定

(行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正)  
**第六条** 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

八 外国人技能実習機構

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正)  
**第七条** 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)の一部を次のように改正する。

- 第三号中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。
- 十 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。)、第一百一十号(第一号を除く。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。)

(港灣労働法施行令の一部改正)  
**第八条** 港灣労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

- 九 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。)、第一百一十号(第一号を除く。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三条の規定(労働政策審議会令の一部改正)

**第九条** 労働政策審議会令(平成十二年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。  
 第六条第一項の表職業能力開発分科会の項第二号中(昭和四十四年法律第六十四号)の下に「及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)を加える。」

(船員職業安定法施行令の一部改正)

**第十条** 船員職業安定法施行令(平成十六年政令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

- 十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。)、第一百一十号(第一号を除く。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。)

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令の一部改正）  
 第十一條 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の一号を加える。  
 八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百十三條（同法第百八條、第百九條、第百十條（同法第四十四條に係る部分に限る。）、第百十一條（第一号を除く。）及び第百十二條（第一号（同法第三十五條第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）、の規定並びにこれらに係る部分に規定する法律第百十三條の規定。

第十二條 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。  
 第五條に次の一号を加える。  
 四十六 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八條に規定する罪  
 （厚生労働省組織令の一部改正）

第十三條 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。  
 第二十五條 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。  
 第八條第一項第三号中「こと」の下に「職業能力開発局の所掌に属するものを除く。」を加える。  
 第九條第三号中「こと」の下に「労働基準局の所掌に属するものを除く。」を加える。  
 第六十二條に次の一号を加える。  
 八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。

第八十條第一号中「並びに」の下に「職業能力開発局及び」を加える。  
 第九十條第一号中「こと」の下に「労働基準局の所掌に属するものを除く。」を加える。

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	山本 早苗
法務大臣	金田 勝年
厚生労働大臣	塩崎 恭久
農林水産大臣	山本 有二
国土交通大臣	石井 啓一

○総務省令第三十三号

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八條の第二項第四号及び第四十九條第七項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八條第四項、第五十一條第一項、第五十九條の六の三第三項及び第六項並びに第四十九條の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令  
 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。  
 第三条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「書面」の下に「又は法第四十九條第七項に規定する船員手帳に準ずる文書」を加え、同条第二項中「文書」を「申請の文書」に改める。

第十條の六の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第二項を次のように改める。  
 2 令第五十九條の六の三第一項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八の二に準じて作成しなければならない。

3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる令第五十九條の六第二項の規定による申出又は令第五十九條の六の三第一項の規定による請求をする船員が乗船する船舶の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第十七條の二第一項第六号に定める船舶にあつては、この限りでない。  
 一 法第四十九條第七項に規定する指定船舶 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九條第一項に規定する船舶検査証書、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二條第六項に規定する許可証又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第六條第一項に規定する許可証の写し  
 二 第十七條の二第二項に定める船舶 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）第三條第一項に規定する船舶明細報告書の写し又はこれに準ずるもの

4 令第五十九條の六の三第二項に規定する総務省令で定める書面は、同条第一項の規定による請求をする船員が乗船することが見込まれる令第五十五條第六項に規定する指定船舶等の当該請求の時における船員法（昭和二十二年法律第百号）第十八條第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面とする。  
 第十條の七の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条中「第五十九條の六第二項」の下に「又は第五十九條の六の三第一項」を加え、同条に次の一項を加える。  
 2 令第五十九條の六の三第三項に規定する確認書（次条第一項において「確認書」という）は、別記第十三号様式の九の二に準じて調製しなければならない。  
 第十條の七の次に次の一項を加える。  
 第十條の七の次に次の一項を加える。  
 （不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の受信等）

第十條の七の二 法第四十九條第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九條の六の三第六項の規定により送信された確認書を受信したときは、当該確認書を受信した用紙の余白に、当該確認書を受信した日時を印字しなければならない。

2 令第五十九條の六の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、電話その他の方法とする。  
 第十條の八の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。  
 第十條の九の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第一項中「第五十九條の六第九項」の下に「又は第五十九條の六の三第七項（令第五十九條の六の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第五十九條の六第九項」の下に「又は第五十九條の六の三第七項」を、「ときは」の下に「当該投票を受信した」を加える。  
 第十條の十の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条中「第五十九條の六第十四項」の下に「又は第五十九條の六の三第九項」を加える。

第十條の十一第一項及び第十條の十五第二項中「第四十九條第八項」を「第四十九條第九項」に改める。  
 第十七條の二の見出しを「指定船舶等」に改め、同条中「第四十九條第七項に規定する」の下に「船舶安全法という遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第四十九條第七項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三條第一項の規定により同規則第二條第四項に規定する外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち、船籍が日本以外の国である船舶とする。  
 第十七條の二の三中「第四十九條第八項」を「第四十九條第九項」に改める。  
 別記第四号様式を次のように改める。